

ニュータウン再生コーディネーター派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、急激な人口減少・高齢化による地域活力の低下等が懸念される郊外の住宅団地において、住民主体の持続可能で活力ある住まい・まちづくりを推進するため、「ニュータウン再生コーディネーター派遣事業」(以下「本事業」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(対象団地)

第2条 本事業の対象となる団地(以下「対象団地」という。)は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 次の条件をすべて満たす団地

- ア 一定の規模(概ね1,000戸又は3,000人)以上で計画されたものであること。
- イ 入居開始から概ね30年以上経過していること。
- ウ 人口減少又は高齢化が周辺地区に比べて顕著であること。
- エ 市町が団地再生に向けた基本方針を定めていること。
- オ 政令市及び中核市を除く区域に存すること。

(2) 前号のほか、団地や市町の状況を勘案し、知事が必要と認める団地

(コーディネーターの派遣)

第3条 県は、自治会又はまちづくり協議会等(以下「地域団体等」という。)が主体となって実施する検討会等において、団地再生に向けた機運の醸成や地域住民の合意形成を支援するため、地域団体等に対し、コーディネーターを派遣する。

- 2 県は、別に設置する団地再生専門家バンクに登録している団地再生専門家又は団地再生専門家法人からコーディネーターを派遣する。
- 3 派遣人数は1回当たり2人以内とする。
- 4 派遣するコーディネーターのうち、少なくとも1人は団地再生専門家でなければならない。
- 5 派遣費用は1人当たり1回30千円とし、県がコーディネーターに対して支払う。

(申請)

第4条 コーディネーターの派遣を受けようとする地域団体等は、ニュータウン再生コーディネーター派遣申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、地域団体等が所在する市町(以下「関係市町」という。)を経由して、県に提出しなければならない。

- (1) 申請者の構成員名簿(様式第2号)
- (2) 団体の規約又は法人登記事項証明書の写し
- (3) 区域図

(4) その他必要と認められる書類

- 2 関係市町は、前項の申請を受理した場合にあっては、地域団体等へコーディネーターを派遣することについての所見等を記載した「ニュータウン再生コーディネーター派遣事業に係る推薦書」(市町様式第1号)を添付し、県に進達する。
- 3 複数年度にわたってコーディネーターの派遣を希望する場合にあっては、当該年度ごとに第1項に規定する申請書及び添付書類を提出するものとする。

(派遣の決定)

- 第5条 知事は、前条に規定する申請の内容を審査し適正と認めたときは、コーディネーターを派遣することを決定するものとする。
- 2 知事は、コーディネーター派遣を決定したときは、ニュータウン再生コーディネーター派遣決定通知書(様式第3号)により関係市町を経由して申請者に通知するとともに、ニュータウン再生コーディネーター派遣通知書(様式第4号)により派遣を決定したコーディネーターに通知するものとする。

(派遣業務等報告)

- 第6条 コーディネーターは前条第1項の決定に基づき業務を行ったときは、ニュータウン再生コーディネーター派遣業務報告書(様式第5号)を知事に提出するとともに、その写しを関係市町に送付しなければならない。
- 2 コーディネーターは派遣の決定に基づき当該年度の業務を完了したときは、ニュータウン団地再生コーディネーター派遣業務完了報告書(様式第6号)を知事に提出するとともに、その写しを関係市町に送付しなければならない。

(費用の支払)

- 第7条 県は、前条に規定する報告の内容を審査し、適正と認めたときは、コーディネーターの請求により第3条第6項に定める派遣の費用を支払う。

(補則)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月30日から施行する

この要領は、令和2年4月1日から施行する

この要領は、令和3年1月1日から施行する